

2023年7月27日

石川労働局長
長 嶋 政 弘 殿

J A M
石川県 32-1
執行部 敏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者23,817名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 971円/時

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2023年7月時点 11,226名

◆合意率 $\frac{11,226}{23,817} = 47.13\%$

5 添付書類

- (1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
- (2)組織における合意を表す機関決定の写。
- (3)申出合意および委任状。
- (4)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。
- (5)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
- (6)公正競争ケース申請における疎明資料。



以 上

2023年 7月27日

石川労働局長
長嶋政弘 殿

J A M
石川県労働局 82-1-1
執行委員 奇敏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,386名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 971円/時

◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,032円/時

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,815名



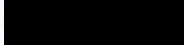
◆労働協約率 $\frac{1,842}{3,386} = 54.40\%$
- 5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)申出合意および委任状。
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。



以 上

令和5年7月5日

石川労働局長
長嶋 政弘 様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西金2丁目2番5号
全日本電機・連産業
労働組合連 協
議長 貴

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

10,788名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{3,889 \text{ 名}}{10,788 \text{ 名}} = 36.0\%$$

$$\left[\begin{array}{ll} \text{最も低い労働協約の賃金額} & = 1,048 \text{ 円/時間額} \\ \text{現在、適用されている法定最低賃金額} & = 923 \text{ 円/時間額} \end{array} \right]$$

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上

令和5年7月21日

石川労働局長
長嶋政弘 殿

UA ゼンセン石川県支部
石川県金沢市神田 2-3-
支部長 秋葉 宏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 4,936名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県百貨店、総合スーパー最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 915円

(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和5年7月現在 2,887名

(3) 合意率 $\frac{2,887}{4,936} = 58.5\%$

5. 添付書類

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し
- (2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
- (3) 申出合意及び委任状の写し
- (4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。



以 上

令和5年 7月21日

石川労働局長
長 嶋 政 弘 殿

石川県金沢市神田 2-3-13
UA ゼンセン石川県支部
支部長 秋 葉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2, 191名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の労働協約適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- | | | |
|-------------------------|----------------------------------|-------------|
| (1) 現在適応されている法定最低賃金額 | 時間額 | 782円 (891円) |
| (2) 労使合意を得た適応を受けるべき労働者数 | 令和4年7月現在 | 1, 326名 |
| (3) 合意率 | $\frac{1, 326}{2, 191} = 60.5\%$ | |
| (4) 労働協約の賃金の最も低い額 | 976.74円/時間 | |

5. 添付書類

- (1) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使協定の写し
- (2) 当該特定最低賃金の改定を求める委任状
- (3) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所と労働者数
- (4) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所の所定労働時間数



以上